

鹿 児 島 県 公 報

平成24年10月30日（火）第2851号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	目 次
○家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則（※）	（畜産課取扱い） 1
告 示	
○狩猟鳥獣の捕獲等に係る猟法の禁止（※）	（自然保護課取扱い） 9
○特定鳥獣の狩猟期間の延長（※）	（自然保護課取扱い） 9
○特定鳥獣の捕獲等の数の制限及び捕獲等に係る禁止猟法の一部解除（※）	（自然保護課取扱い） 9
○鳥獣保護区の指定（※）	（自然保護課取扱い） 10
○鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の表示の変更（※）	（自然保護課取扱い） 10
○鳥獣保護区の存続期間の更新（※）	（自然保護課取扱い） 14
○鳥獣保護区特別保護地区の指定（※）	（自然保護課取扱い） 14
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示	（森づくり推進課取扱い） 15
○生活保護法等に基づく医療機関等の指定（5件）	（社会福祉課取扱い） 15
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い） 17
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	（介護福祉課取扱い） 17
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い） 17
○ごち網漁業の許可申請期間の決定	（水産振興課取扱い） 17
○土地改良区の役員の退任の届出	（農地整備課取扱い） 18
○土地改良区の定款の変更の認可	（農地整備課取扱い） 18
○団体営土地改良事業の工事の完了	（農地整備課取扱い） 18
○公共測量の実施	（監理課取扱い） 18
○道路の区域の変更	（道路維持課取扱い） 18
○道路の供用の開始	（道路維持課取扱い） 19
公 告	
○イノシシ及びニホンジカに係る特定鳥獣保護管理計画の公表	（自然保護課取扱い） 19
公 安 委 員 会 告 示	
○遊技機の型式の検定の告示	（生活環境課取扱い） 19

規 則

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第65号

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年鹿児島県規則第83号）の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）の施

行に関し、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号。以下「政令」という。）及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、法、政令及び省令で使用する用語の例による。

（書類の経由）

第3条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類に係る家畜若しくはその死体又は物品の所在地を管轄する家畜保健衛生所長又は家畜保健衛生所支所長を経由して提出しなければならない。ただし、知事が特に認めたものについては、この限りでない。

（検査等の猶予）

第4条 知事は、法第4条の2第3項若しくは第5項若しくは法第5条第1項の検査、法第6条第1項の注射、薬浴若しくは投薬又は法第31条第1項の検査、注射、薬浴若しくは投薬（以下「検査等」という。）を受けるべき家畜（以下「対象家畜」という。）が分べん、疾病その他やむを得ない事由により検査等を受けることができないときは、検査等を猶予することがある。

2 前項の規定による猶予を受けようとする対象家畜の所有者は、検査等猶予申請書（別記第1号様式）を検査等の実施期日までに知事に提出しなければならない。

（証明書の交付請求）

第5条 法第8条（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による証明書の交付を受けようとする者は、別に定める手数料を添えて、検査等証明書交付請求書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

（死体焼却等の義務の例外許可）

第6条 法第21条第1項ただし書の許可を受けようとする者は、死体焼却等の義務除外許可申請書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（発掘の許可）

第7条 法第24条ただし書の許可を受けようとする者は、死体等埋却地の発掘許可申請書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（家畜等の移動の制限）

第8条 知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、法第32条第1項の規定により、区域を定め、一定種類の家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品の移動、県内への移入又は県外への移出を禁止し、又は制限する。

2 知事は、前項の規定による禁止又は制限をするときは、その内容を告示するものとする。告示した事項を変更するとき又は禁止若しくは制限を解除するときも、同様とする。

（家畜の集合施設の開催等の制限）

第9条 知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、法第33条の規定により、区域を定め、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物の開催又はと畜場若しくは化製場の事業を停止し、又は制限する。

2 知事は、前項の規定による停止又は制限をするときは、その内容を告示するものとする。告示した事項を変更するとき又は停止若しくは制限を解除するときも、同様とする。

（放牧等の制限）

第10条 知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、法第34条の規定により、区域を定め、一定種類の家畜の放牧、種付、と畜場以外の場所におけると殺又はふ卵を停止し、又は制限する。

2 知事は、前項の規定による停止又は制限をするときは、その内容を告示するものとする。告示した事項を変更するとき又は停止若しくは制限を解除するときも、同様とする。

（動物用生物学的製剤の使用の制限）

第11条 法第50条の許可を受けようとする者は、動物用生物学的製剤使用許可申請書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
 氏名 印
 （法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名）

検査等猶予申請書

家畜伝染病予防法施行細則第4条第1項の規定による検査（注射、薬浴、投薬）の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

	家畜の種類	品 種	用 途	名 号	性	年 齢	特 徴	猶予を必要とする理由	備 考
1									
2									
3									
4									
5									
6									

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 特徴の欄は、牛の場合にあつては、個体識別番号を記載すること。

3 記載すべき内容について特定できないとき又は不明のときは、適宜記載を省略して差し支えないこと。

第2号様式（第5条関係）

その1（腐蛆病検査以外の検査等用）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

請求者 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

検査等証明書交付請求書

家畜伝染病予防法第8条（第31条第2項において準用する同法第8条）の規定により、検査等を受けた旨の証明書の交付を請求します。

検査等の根拠となつた家畜伝染病予防法の規定	第4条の2第3項・第4条の2第5項・第5条第1項・第6条第1項・第31条第1項		
検査等の種別	検査・注射・薬浴・投薬		
疾病名			
家畜の種類			
用途		名 号	
性		年 齢	
出生地		羽 数	
特徴			
備考			

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 検査等の根拠となつた家畜伝染病予防法の規定の欄及び検査等の種別の欄は、該当するものを○で囲むこと。

3 羽数の欄は、家きんについてのみ記入すること。

4 特徴の欄は、牛の場合にあつては、個体識別番号を記載すること。

5 記載すべき内容について特定できないとき又は不明のときは、適宜記載を省略して差し支えないこと。

その2（腐^そ虫病検査用）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

請求者 住所
氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

検査等証明書交付請求書

家畜伝染病予防法第8条（第31条第2項において準用する同法第8条）の規定により、検査を受けた旨の証明書の交付を請求します。

検査の根拠となつた家畜伝染病予防法の規定	第5条第1項・第31条第1項
検 査 蜂 場	
蜂 群 数	
備 考	

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 検査の根拠となつた家畜伝染病予防法の規定の欄は、該当するものを○で囲むこと。

別記第3号様式の1から別記第9号様式までを削る。

別記第10号様式中「第10号様式」を「第10号様式（第6条関係）」に、

「申請者 住所
「申請人住所 氏 名[㊟]」を 氏名 印 に、
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕」

「家畜伝染病予防法施行細則第28条により申請する」を「家畜伝染病予防法第21条ただし書の許可を受けたいので、次のとおり申請します」に、「家畜別、種類、性、毛色、年令、病名」を「家畜の種類、品種、用途、性、特徴、年齢及び疾病名」に改め、同様式に注として次のように加える。

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 家畜の特徴は、牛の場合にあつては、個体識別番号を記載すること。

別記第10号様式を別記第3号様式とする。

別記第11号様式中「第11号様式」を「第11号様式（第7条関係）」に、

「申請者 住所
「申請人住所 氏 名[㊟]」を 氏名 印 に、
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕」

「死亡患畜等埋却地の発掘許可申請書」を「死体等埋却地の発掘許可申請書」に、「家畜伝染病予防法施行細則第29条により申請する」を「家畜伝染病予防法第24条ただし書の許可を受けたいので、次のとおり申請します」に、「家畜又は物品」を「家畜の種類及び頭数若しくは羽数又は物品の名称及び数量」に、「5 発掘者住所氏名」を

「5 発掘に従事する者の住所及び氏名

6 発掘予定年月日 に改め、同様式に注として次のように加える。

7 発掘後の死体等の取扱い 』

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記第11号様式を別記第4号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名 印
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

動物用生物学的製剤使用許可申請書

家畜伝染病予防法第50条の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 使用者の住所及び氏名
- 2 使用する製剤の名称及び数量
- 3 購入先
- 4 使用の目的
- 5 使用場所
- 6 家畜の種類
- 7 使用予定頭数又は羽数
- 8 使用期間

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記第12号様式を削る。

附 則

- この規則は公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の家畜伝染病予防法施行細則の規定によりなされている申請その他の手続は、改正後の家畜伝染病予防法施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

告 示

鹿児島県告示第1176号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣の捕獲等に係る猟法を禁止する。

平成24年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

捕獲等に係る猟法を禁止する狩猟鳥獣の種類	捕獲等に係る猟法を禁止する区域	捕獲等に係る猟法を禁止する期間	禁止する猟法
イノシシ	鹿児島県の区域（西之表市，三島村，十島村，中種子町，南種子町，屋久島町，喜界町，和泊町，知名町及び与論町の区域を除く。）	平成24年11月1日から平成29年3月31日まで	締付け防止機能を備えていないくくりわなを使用する方法
ニホンジカ	鹿児島市，阿久根市，出水市，西之表市，薩摩川内市，日置市，曾於市，霧島市，いちき串木野市，伊佐市，始良市，さつま町，湧水町及び中種子町の区域		

鹿児島県告示第1177号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定により、次のとおり特定鳥獣の狩猟期間を延長する。

平成24年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

狩猟期間を延長する特定鳥獣の種類	狩猟期間を延長する区域	延長する狩猟期間
イノシシ	鹿児島県の区域（西之表市，三島村，十島村，中種子町，南種子町，屋久島町，喜界町，和泊町，知名町及び与論町の区域を除く。）	平成24年11月1日から平成29年3月31日までの期間のうち毎年2月16日から3月15日までの期間
ニホンジカ	鹿児島市，阿久根市，出水市，西之表市，薩摩川内市，日置市，曾於市，霧島市，いちき串木野市，伊佐市，始良市，さつま町，湧水町及び中種子町の区域	

鹿児島県告示第1178号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定により、特定鳥獣の捕獲等の数の制限及び捕獲等に係る禁止猟法の一部を次のとおり解除する。

平成24年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 特定鳥獣の捕獲等の数の制限の解除

捕獲等の数の制限を解除する特定鳥獣の種類	捕獲等の数の制限を解除する区域	捕獲等の数の制限を解除する期間	解除後の捕獲等の数の1日当たりの上限
ニホンジカ	鹿児島市，阿久根市，出水市，西之表市，薩摩川内市，日置市，曾於市，霧島市，いちき串木野市，伊佐市，始良市，さつま町，湧水町及び中種子町の区域	平成24年11月1日から平成29年3月31日まで	なし

2 特定鳥獣の捕獲等に係る禁止猟法の解除

捕獲等に係る禁止猟法を解除する特定鳥獣の種類	捕獲等に係る禁止猟法を解除する区域	捕獲等に係る禁止猟法を解除する期間	禁止を解除する猟法
イノシシ	鹿児島県の区域（西之表市，三島村，十島村，中種子町，南種子町，屋久島町，喜界町，和泊町，知名町及び与論町の区域を除く。）	平成24年11月1日から平成29年3月31日まで	輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなを使用する方法及び締付け防止金具が装着されていないくくりわなを使用する方法
ニホンジカ	鹿児島市，阿久根市，出水市，西之表市，薩摩川内市，日置市，曾於市，霧島市，いちき串木野市，伊佐市，始良市，さつま町，湧水町及び中種子町の区域		

鹿児島県告示第1179号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により，次のとおり鳥獣保護区を指定する。

平成24年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	区 域	存続期間
魚見岳・知林ヶ島鳥獣保護区	指宿市西方地内における指宿市道大園原下吹越線と県道下里湊宮ヶ浜線との交点を起点とし，同点から同県道を同県道上に設置してある魚見岳・知林ヶ島鳥獣保護区1号境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り，同設置点から同設置点と指宿市道魚見校グランド線の終点とを結ぶ直線を同終点方向へ進み同終点に至り，同終点から同市道を同市道と指宿市道古賀線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と指宿市道大園原下吹越線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域及び知林ヶ島の区域	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

鹿児島県告示第1180号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新し，その区域の表示を同表の中欄に掲げるとおり変更する。

平成24年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	区 域	存続期間
西桜島鳥獣保	鹿児島市桜島白浜地内における海岸線と鹿児島市桜島白浜	平成24年

<p>護区（昭和47年10月30日鹿児島県告示第1197号をもって設定）</p>	<p>町と鹿児島市高免町との境界線との交点を起点とし、同点から同境界線を同境界線上に設置してある西桜島鳥獣保護区1号境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同設置点と鹿児島市道白浜線の終点とを結ぶ直線を同市道の終点方向へ進み同終点に至り、同終点から同市道を同市道と鹿児島市道深道線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道五本松二号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道柴原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道横グルス線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道中尾山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道西元線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道小中金床線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道絵袋中津野線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道東原長谷線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道小池登山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を鹿児島市道春田山線の終点方向へ進み同終点に至り、同終点から同市道を同市道の起点方向へ進み同起点に至り、同起点から鹿児島市道小池登山線を同市道と鹿児島市道矢崎中土手線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道224号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と鹿児島市赤水町と鹿児島市野尻町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から海岸線を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域</p>	<p>11月1日から平成34年10月31日まで</p>
<p>山川小学校鳥獣保護区（昭和47年10月30日鹿児島県告示第1197号をもって設定）</p>	<p>指宿市山川福元地内における指宿市道山川小川線と指宿市道溜池線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と指宿市道都市計画10号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道都市計画9号線との指宿市山川朝日町地内における交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道福元磯辺線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道山川児ヶ水線との指宿市山川福元地内における交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道山川小川線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域</p>	<p>平成24年11月1日から平成34年10月31日まで</p>
<p>加世田鳥獣保護区（昭和37年10月1日鹿児島県告示第779号をもって設定）</p>	<p>南さつま市加世田本町地内における南さつま市道大崎線と国道270号との交点を起点とし、同点から同国道を同国道と南さつま市道愛宕大崎線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南さつま市道愛宕内布線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南さつま市道馬込内布線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南さつま市道相星内布線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南さつま市道内布大崎線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南さつま市道浄願寺線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道226号との交点方向へ進み同点</p>	<p>平成24年11月1日から平成34年10月31日まで</p>

	に至り，同点から同国道を同国道と南さつま市道大崎線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	
丸木浜鳥獣保護区（昭和47年10月30日鹿児島県告示第1197号をもって設定）	南さつま市坊津町久志地内における南さつま市道田崎線と国道226号との交点を起点とし，同点から同国道を同国道と南さつま市坊津町久志字麻畑1533番1から1510番に至る里道との交点方向へ進み同点に至り，同点から同里道を同里道と南さつま市坊津町久志字麻畑1510番と白地との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同点と海岸線とを最短距離で結ぶ直線を同直線と海岸線との交点方向へ進み同点に至り，同点から海岸線を海岸線と南さつま市道田崎線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
天神鳥獣保護区（昭和47年10月30日鹿児島県告示第1197号をもって設定）	南九州市知覧町郡地内における県道知覧喜入線と県道谷山知覧線との交点を起点とし，同点から同県道を同県道と南九州市道八反畑上之町線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と南九州市道知覧中学校線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道知覧喜入線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
戸柱番所鳥獣保護区（昭和47年10月30日鹿児島県告示第1197号をもって設定）	南九州市穎娃町石垣地内における国道226号と石垣川右岸との交点を起点とし，同点から同川右岸を同川右岸と海岸線との交点方向へ進み同点に至り，同点から海岸線を海岸線と加治佐川左岸との交点方向へ進み同点に至り，同点から同川左岸を同川左岸と国道226号との交点方向へ進み同点に至り，同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
丸尾鳥獣保護区（平成4年10月30日鹿児島県告示第1987号をもって設定）	霧島市牧園町高千穂地内における国道223号と霧島市道牧園～湧水線との交点を起点とし，同点から同市道を同市道と霧島市道大霧線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と鹿児島森林管理署国有林1051林班と霧島市（旧牧園町）民有林89林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同国有林1051林班，同国有林1049林班，同国有林1048林班，同国有林1050林班，同国有林1053林班，同国有林1054林班，同国有林1056林班，同国有林1059林班及び同国有林1060林班の区域と同民有林89林班，同民有林87林班，同民有林88林班，同民有林86林班，同民有林40林班，同民有林38林班及び同民有林36林班の区域との境界線を同国有林1060林班，同民有林35林班及び同民有林36林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同民有林35林班と同民有林36林班との境界線を同国有林1063林班，同民有林35林班及び同民有林36林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林1063林班と同民有林36林班及び同民有林38林班の区域との境界線を同境界線と県道小林えびの高原牧園線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と国道223号との交点方向へ進み同点に至り，同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
大口鶴田鳥獣保護区（昭和47年10月30日	伊佐市針持地内における国道267号と伊佐市道田代線との交点を起点とし，同点から同市道を同市道と伊佐市道屋敷段線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道	平成24年11月1日から平成

鹿児島県告示第1197号をもって設定)	と伊佐市曾木字屋敷段地内における作業道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同作業道を同作業道と伊佐市とさつま町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から北薩森林管理署国有林48林班とさつま町（旧薩摩町）民有林14林班及び13林班の区域との境界線を同境界線とさつま町求名とさつま町鶴田との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国有林47林班，同国有林45林班及び同国有林44林班の区域とさつま町（旧鶴田町）民有林85林班及び同国有林43林班の区域との境界線を同境界線とさつま町道鶴田ダム線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道とさつま町道平江線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道とさつま町道鶴田ダム1．2号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道とさつま町道平江キャンプ場線とのさつま町神子打込地内における交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と鶴田町道鶴田ダム1．2号線とのさつま町神子杉之元地内における交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と冷水トンネルとの交点方向へ進み同点に至り、同点から同トンネルを同トンネルと冷水林道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と先八重林道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と伊佐市道先八重線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と伊佐市林道馬渡田代線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と伊佐市道崎山・下木場線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と広域農道（伊佐地区）との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と伊佐市道馬渡・釜段線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と伊佐市道下木場線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と伊佐市道崎山・下木場線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道鶴田大口線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と伊佐市道下殿線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道上に設置してある大口鶴田鳥獣保護区1号境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同設置点と伊佐市道針牟田川西線の終点とを結ぶ直線を同市道の終点方向へ進み同終点に至り、同終点から同市道を同市道と伊佐市道曾木ノ滝・下荒田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道鶴田大口線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と伊佐市道土瀬戸・曾木ノ滝線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道267号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	34年10月31日まで
佐多岬鳥獣保護区（昭和57年9月1日鹿児島県告示第1383号をもって設定）	肝属郡南大隅町佐多馬籠地内における南大隅町道佐多岬ロードパーク線と県道鹿屋吾平佐多線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と大泊港防波堤取付道路との交点方向へ進み同点に至り、同点から同取付道路を同取付道路と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から海岸線を大泊岬南端方向へ進み同南端に至り、同南端から同南端と大瀬ノ鼻南端、枇榔島の女瀬南端、大輪島の黒瀬東端及びセジリ南端、	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

	タツキリ西端，めがね横瀬西端，角崎西端並びに小脇瀬西端とを順次に直線で結んだ線を小脇瀬西端方向へ進み同西端に至り，同西端から尾根を南大隅町道尾波瀬1号線上に設置してある佐多岬鳥獣保護区1号境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り，同設置点から同町道を同町道と県道鹿屋吾平佐多線との南大隅町佐多馬籠字山神平地内における交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道上に設置してある佐多岬鳥獣保護区2号境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り，同設置点から尾根を入ヶ尾山頂（標高107メートルの三角点）方向へ進み同山頂に至り，同山頂から尾根を南大隅町道佐多岬ロードパーク線上に設置してある佐多岬鳥獣保護区3号境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り，同設置点から同町道を同町道と鹿児島大学演習林3林班内の作業道との交点方向へ進み同点に至り，同点から同作業道を同作業道と県道佐多岬公園線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と南大隅町道佐多岬ロードパーク線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同町道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域
--	---

鹿児島県告示第1181号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により，次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

平成24年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	存 続 期 間
三島鳥獣保護区（昭和57年9月1日鹿児島県告示第1383号をもって設定）	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
馬毛島鳥獣保護区（昭和61年10月31日鹿児島県告示第1836号をもって設定）	平成24年11月1日から平成25年10月31日まで

鹿児島県告示第1182号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により，佐多岬鳥獣保護区（昭和57年9月1日鹿児島県告示第1383号をもって設定）の区域内に次のとおり特別保護地区を指定する。

平成24年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	区 域	存続期間
佐多岬鳥獣保護区特別保護地区	肝属郡南大隅町佐多馬籠地内における大隅森林管理署国有林3132林班と南大隅町（旧佐多町）民有林50林班との境界線と佐多岬ロードパークとの北側の交点を起点とし，同点から同国有林3132林班か小班と同民有林50林班との境界線を同境界線と同国有林3132林班か小班，同林班わ小班及び同民有林50林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林3132林班か小班と同林班わ小班及びる小班の区域との境界線を同国有林3132林班か小班，同林班る小班及び同民有林50林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林3132林班か小班と同民有林50林班との境界線を同境界線と海岸線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同点と批榔島の小平瀬東端，ツブキ東端及び女瀬南端，大輪島の	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

黒瀬東端及びセジリ南端，タツキリ西端，めがね横瀬西端並びに角崎西端とを順次に直線で結んだ線を角崎西端方向へ進み同西端に至り，同西端から海岸線を海岸線上に設置してある佐多岬鳥獣保護区特別保護地区1号境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り，同設置点から同設置点と同国有林3132林班と南大隅町民有地との境界線上に設置してある佐多岬鳥獣保護区特別保護地区2号境界柱設置点とを結ぶ直線を同設置点方向へ進み同設置点に至り，同設置点から同国有林3132林班と南大隅町民有地との境界線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

鹿児島県告示第1183号

平成24年9月28日鹿児島県告示第1077号（以下「告示第1077号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので，森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により，その通知の内容を鹿屋市役所に掲示するとともに，その要旨を告示する。

平成24年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不明な者の氏名
小薄熊市
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鹿屋市小薄町5261番
 - (2) 変更後の指定施業要件
告示第1077号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第1184号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により，同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により，同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
マリンバ調剤薬局加治木店	始良市加治木町新富町106	平成24年9月1日
ポポロ薬局	出水市平和町198-2	平成24年9月1日
前田医院	始良郡湧水町恒次1059-2	平成24年8月16日
ティダの杜薬局	奄美市名瀬長浜町16番2号	平成24年9月1日
よしだ歯科クリニック	出水市高尾野町大久保2847-2	平成24年9月1日
ふくろう薬局	始良郡湧水町北方字池川1851番2	平成24年10月1日

鹿児島県告示第1185号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により，同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により，同法による介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	所 在 地	
なごみ苑 2 号棟	西之表市西之表6417番地18	平成24年 8 月 28 日
訪問介護事業所せせらぎの里	霧島市国分下井1794番地 1	平成24年 9 月 1 日
デイサービスセンターぬびすさん	鹿屋市旭原町2611番地 6	平成24年 8 月 31 日
マリンバ調剤薬局加治木店	始良市加治木町新富町106	平成24年 9 月 1 日
ケアサポートほほえみ訪問介護事業所	大島郡天城町平土野25番地 2	平成24年 8 月 20 日
デイサービスセンターより愛きりしま	霧島市国分新町1577番10	平成24年 9 月 1 日

鹿児島県告示第1186号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、同法による介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	所 在 地	
居宅介護支援事業所たんぼぼ	曾於市末吉町南之郷4354番地 2	平成24年10月 1 日
ケアサポートほほえみ居宅介護支援事業所	大島郡天城町平土野25番地 2	平成24年 8 月 20 日

鹿児島県告示第1187号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成24年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施 術 所 の 名 称 及 び 所 在 地	指 定 年 月 日
野田勇治	名久里接骨院 熊毛郡中種子町野間3930-3	平成24年 8 月 23 日

鹿児島県告示第1188号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成24年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施 術 所 の 名 称 及 び 所 在 地	指 定 年 月 日
野田勇治	名久里接骨院 熊毛郡中種子町野間3930-3	平成24年 8 月 23 日

鹿児島県告示第1189号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成24年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ディサービスかたらい	薩摩郡さつま町宮之城屋地字城ノ口1031番地2	特定非営利活動法人さつまの風	薩摩郡さつま町広瀬1370番地1	田野 光彦	平成24年10月1日	通所介護
あいあい訪問介護事業所	始良市東餅田1503番地4	オグライフ株式会社	始良市東餅田1503番地4	小倉 俊一	平成24年10月15日	訪問介護
小規模ディサービスくつらぎ	曾於郡大崎町野方6049番地8	医療法人玲心会	曾於郡大崎町野方6045番地1	春別府稔仁	平成24年10月15日	通所介護

鹿児島県告示第1190号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成24年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
あいあい居宅介護支援事業所	始良市東餅田1503番地4	オグライフ株式会社	始良市東餅田1503番地4	小倉 俊一	平成24年10月15日	居宅介護支援

鹿児島県告示第1191号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成24年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ディサービスかたらい	薩摩郡さつま町宮之城屋地字城ノ口1031番地2	特定非営利活動法人さつまの風	薩摩郡さつま町広瀬1370番地1	田野 光彦	平成24年10月1日	介護予防通所介護
あいあい訪問介護事業所	始良市東餅田1503番地4	オグライフ株式会社	始良市東餅田1503番地4	小倉 俊一	平成24年10月15日	介護予防訪問介護
小規模ディサービスくつらぎ	曾於郡大崎町野方6049番地8	医療法人玲心会	曾於郡大崎町野方6045番地1	春別府稔仁	平成24年10月15日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第1192号

鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第8条第2項の規定により、ごち網漁業の許可の申請の期間を次のとおり定めた。

平成24年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 許可の申請を要する者

東町漁業協同組合又は北さつま漁業協同組合（出水支所の管内に限る。）の組合員で、八

代海においてごち網漁業を営もうとする者
 2 許可の申請の期間
 平成24年11月19日から同年12月7日まで

鹿児島県告示第1193号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により，末吉町高松土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。
 平成24年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

退任した役員の氏名及び住所
 理事 森岡 正美 曾於市末吉町深川5935番地

鹿児島県告示第1194号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により，平成24年10月19日付けで末吉町高松土地改良区の定款の変更を認可した。
 平成24年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1195号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により，川辺町土地改良区が行う土地改良事業団体営ほ場整備（区画整理）下山田地区の工事が昭和56年3月25日に完了した旨の届出があった。
 平成24年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1196号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，九州防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
 平成24年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（3級基準点測量外）
- 2 作業の期間 平成24年10月5日から同年11月15日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市

鹿児島県告示第1197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。
 なお，区域を表示した図面は，平成24年10月30日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
 平成24年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
国道	223号	霧島市隼人町嘉例川字並石4471番7地先から4473番8地先まで	前	13.7～39.0	261.6
			後	13.7～39.0	261.6
県道	都城隼人線	霧島市霧島永水字中原迫2814番1地先内	前	17.0～45.0	16.0
			後	17.0～47.5	16.0

鹿児島県告示第1198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年10月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	都城隼人線	霧島市霧島永水字中原迫2814番1地先内	平成24年10月30日

公 告

イノシシ及びニホンジカに係る特定鳥獣保護管理計画の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定により、イノシシ及びニホンジカに係る特定鳥獣保護管理計画をそれぞれ別冊のとおり定めた。

平成24年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

（「別冊」は、省略し、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課及び大島支庁農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第125号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成24年10月30日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRAデビルマン倶楽部α	株式会社ニューギン	2P0935
ぱちんこ遊技機	CRAデビルマン倶楽部α-X	株式会社ニューギン	2P0936
ぱちんこ遊技機	CR北斗の拳5覇者HV	サミー株式会社	2P0987
ぱちんこ遊技機	CR神獣王HVC	サミー株式会社	2P1056
ぱちんこ遊技機	CR雪物語2YSA	株式会社三洋物産	2P0990
ぱちんこ遊技機	CR雪物語2MMA	株式会社三洋物産	2P0991
回胴式遊技機	E V A N G E L I O N - B	株式会社ビスティ	2S0944
回胴式遊技機	キュロゴス2E	山佐株式会社	2S0984
回胴式遊技機	攻殻機動隊F	サミー株式会社	2S1031